

原材料支給願届出書

年 月 日

農林課長 様

住所(番地まで)
団 体 名
代表者氏名
T E L

印

次の施設について原材料の支給を受けたいので、農業用施設整備に係る原材料支給要領第 6 条の規定により関係書類を添付し届出します。

1. 施設の概要

地 区 名	原材料の種類・延長・規模等	摘 要
	原材料の種類 生コンクリート 幅員 _____m 延長 _____m	

2. 関係書類

- (1) 位置図
- (2) 関係者同意書

位 置 図

生コンクリート支給申請に係る同意書

下記事項を厳守するため、関係住民の同意書を附し申請します。

- 1. 生コンクリート支給の決定を受けたら、速やかに関係者で施工され、他の交通等の妨げにならないようにし、もし不履行により発生した事故等については貴市には一切迷惑をかけません。
- 2. 事業が完了したら速やかに完了届及び生コンクリート納品書を添付の上課長宛に提出します。

上記条件について同意します。

住 所	氏 名	印	住 所	氏 名	印

※農道に対する生コンクリートの支給要件

(西都市農業用施設整備に係る原材料支給要領より抜粋)

(原材料の支給割合)

第5条 原材料は、対象施設の整備に要した原材料費に対し次の割合を限度とし、かつ予算で定める範囲内で支給するものとする。

生コンクリート 100分の100

2 生コンクリートの支給については、以下に掲げる順位※₁で行うこととし、支給量については予算の範囲内で決定する。

- (1) 国及び県の補助対象とならない路線
- (2) 勾配が概ね5%以上の坂道及びハウス団地を伴う路線※₂
- (3) 起点及び終点が国道、県道又は市道と接続する路線
- (4) 起点又は終点が国道、県道又は市道と接続し、その反対側が舗装されている路線
- (5) 起点と終点が舗装されている路線
- (6) 起点又は終点が舗装され、その反対側が末端受益（行き止まり）とならない路線

※₁ 複数申請があった場合は(1)～(6)の要件により、支給決定を行います。

(1)の例としまして、県道及び市道、多面的機能支払交付金制度等の取組範囲など他の事業にて対応が可能な箇所に関しましては支給範囲外となります。

※₂ ハウス団地を伴う路線とは、当市の旧「ハウス団地生コンクリート支給基準」より、申請農道延長300m内に受益面積2反以上のハウスが存在する農道で、沿線の同意が得られる箇所とします。